

## 宣誓書（兼請求書）

衆議院小選挙区選出議員選挙  
私は、令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の当日、下記の事由のいずれかに該当する  
最高裁判所裁判官国民審査  
見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記の事項が真実であることを誓い、次の選挙に係る投票用紙等を請求します。（特に希望しない選挙がある場合は、その選挙名を＝＝＝で抹消してください。）

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙      2 衆議院比例代表選出議員選挙      3 最高裁判所裁判官国民審査

令和8年 ●月 ●日

日光市選挙管理委員会委員長 様

氏名	<b>日光太郎</b> ※黒のボールペンを使い、本人が自筆でご記入ください。
生年月日	大正 <b>昭和</b> ・平成 <b>50</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日
現住所 〔投票用紙等 送付先住所〕	〒○○○-○○○（*投票用紙等の送付先になります。現在の居所を誤りなく、詳しく記載してください。） <b>○○県 △△市 ××町 1234番地5 ○○アパート××号室</b> 連絡先電話番号（×××-××××-××××）
選挙人名簿 記載の住所	栃木県日光市 <b>今市本町 1番地</b>

.....【選挙人の方は、下記欄には記入しないでください。】.....

	投票区 番号	選挙人名簿番号		選挙	交付方法	交付月日	備考
		頁番号	番号				
不在者票				小選挙区 比例代表 国民審査	郵送	月 日	

## ○ この「宣誓書（兼請求書）」について

日光市の選挙人名簿に登録されている方で、仕事（単身赴任・出張など）、学業、旅行、レジャーなどの都合で日光市以外の市区町村に居住・滞在し、衆議院議員総選挙の投票日当日（令和8年2月8日）に日光市の投票所で投票できない方は、居住・滞在する市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

この不在者投票をするためには、日光市選挙管理委員会に投票できない理由を申し立てるとともに、投票用紙等を請求する必要があります。この「宣誓書（兼請求書）」により行ってください。

## ○ 記載上の注意

記載例をご参考に記載してください。**必ずご本人が記載してください。**

### ① 現住所（投票用紙等送付先住所）

投票用紙等の送付先になりますので、誤りがあると送付できなくなります。詳しく記載してください。なお、住所に方書きがある場合（〇〇アパート××号室や△△様方など）や旅館等に滞在している場合（〇〇ホテル××号室など）は、それらも必ず記載してください。

また、こちらからご連絡を差し上げる場合もありますので、連絡先電話番号（できれば携帯電話番号）も必ず記載してください。

### ② 選挙人名簿記載の住所

選挙人名簿に記載されている住所（日光市の住所）を記載してください。

## ○ 不在者投票の手続

- ① 「宣誓書（兼請求書）」に必要事項の記載が終わりましたら、日光市選挙管理委員会まで郵送してください。**FAX、電子メール、ホームページ上での請求はできません。**

あて先

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地 日光市選挙管理委員会

- ② 日光市選挙管理委員会に「宣誓書（兼請求書）」が届きましたら、投票用紙等送付先住所へ不在者投票に必要な投票用紙等を郵送します。
- ③ お手元に投票用紙等が届きましたら、直ちに、最寄りの市区町村選挙管理委員会に投票用紙等をお持ちになって不在者投票を行ってください。なお、今回の衆議院議員総選挙で不在者投票することができる期間は、**令和8年1月28日（水）から令和8年2月7日（土）**までです。

※令和8年2月8日（日）に投票用紙が日光市選挙管理委員会に返送されている必要があるため、できるだけ早く投票をお済ませください。

※候補者や政党の政見などを記載した選挙公報は、栃木県選挙管理委員会のホームページに掲載されます。

- ④ 以上で、手続は終わりです。皆様が行った不在者投票は、不在者投票を行った市区町村選挙管理委員会から日光市選挙管理委員会に郵送されます。

## ○ お問い合わせ先

詳しくは、日光市選挙管理委員会（電話 0288-21-5180）までお問い合わせください。